

○国立大学法人埼玉大学研究生規則

〔平成16年4月1日
規則第62号〕

改正	平成16.10.1	16規則171	平成17.1.1	16規則189
	平成17.12.7	17規則24	平成18.4.1	18規則30
	平成18.6.8	18規則113	平成20.1.24	19規則90
	平成20.3.1	19規則97	平成20.8.7	20規則80
	平成20.12.26	20規則117	平成21.2.26	20規則128
	平成24.9.28	24規則34	平成24.11.30	24規則51
	平成26.3.28	25規則57	平成27.3.20	26規則101
	平成28.2.18	27規則55	平成28.3.29	27規則80
	平成31.3.7	30規則34	令和2.9.28	2規則18
	令和4.3.17	3規則40		

(趣旨)

第1条 国立大学法人埼玉大学学則第58条第2項及び国立大学法人埼玉大学大学院学則第37条の規定に基づく研究生の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 研究生とは、専門事項の研究のため、研究題目を定め特定の教員の指導を受けて研究する者をいう。

(出願資格)

第3条 研究生として出願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条第1項に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) その他本学において、研究能力があると認めた者

(入学時期)

第4条 入学の時期は、第1学期又は第3学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(出願手続)

第5条 研究生を志願する者は、次に掲げる書類に検定料を添えて入学の時期の20日前までに、指導を受けようとする教員の所属する部局（教育学部、人文社会科学部、理工学研究科、教育機構、研究機構、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター及び国際本部をいう。以下同じ。）の長を経由して、学長に提出するものとする。

- (1) 研究願（所定の様式）
- (2) 履歴書（所定の様式）
- (3) 研究計画書（600字程度）（所定の様式）
- (4) 所属長の承諾書（事業所等に勤務する者に限る。）（所定の様式）

(合格者の決定及び指導教員の指定)

第6条 研究生を志願する者については、当該部局が定める方法により選考を行い、当該部局の長からの申請に基づき学長が合格者を決定する。

- 2 当該部局の長は、研究生に対する指導教員を指定する。
(入学手続及び入学許可)

第7条 前条第1項の合格者は、所定の書類に入学料を添えて指定の期日までに、当該部局の長を経由して、学長に提出するものとする。

- 2 学長は、前項の手続を経た者について入学を許可する。
(授業料等)

第8条 授業料は、各学期ごとに授業料月額に当該学期の研究月数を乗じて得た額を当該学期の始めの月に納付するものとする。ただし、第4条ただし書の規定に該当する場合は、授業料月額に当該学期の研究月数を乗じて得た額を入学の月に納付するものとする。

- 2 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しない者は除籍する。
- 3 実験、実習に要する経費は、研究生の負担とすることがある。
(研究期間)

第9条 研究期間は、1年以内とする。

- 2 研究期間1年未満の者が、研究期間の延長を願い出たときは、通算1年以内限り許可することがある。
(研究終了届)

第10条 研究生は、研究が終了したときは、研究終了届（所定の様式）を当該部局の長を経由して、学長に提出するものとする。

- 2 前項の規定は、研究期間の途中において研究を中止した場合に準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の適用日前に、埼玉大学研究生規程の適用を受けて許可された者については、この規程の適用を受けて許可されたものとみなす。

附 則（平成16.10.1 16規則171）

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17.1.1 16規則189）

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17.12.7 17規則24）

この規程は、平成17年12月7日から施行する。

附 則（平成18.4.1 18規則30）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18.6.8 18規則113）

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成20. 1. 24 19規則90）

この規程は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則97）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20. 8. 7 20規則80）

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成20.12.26 20規則117）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21. 2. 26 20規則128）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24. 9. 28 24規則34）

この規則は、平成24年9月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24.11.30 24規則51）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成26. 3. 28 25規則57）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 3. 20 26規則101）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 2. 18 27規則55）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 3. 29 27規則80）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31. 3. 7 30規則34）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2. 9. 28 2規則18）

この規則は、令和2年9月28日から施行する。

附 則（令和4. 3. 17 3規則40）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。